

萩市地域公共交通会議(文書協議)

次 第

1 議事

○萩循環まあるバス子ども運賃の設定及び障がい者割引の導入について

<概要>

令和4年10月からの運行ルートの見直しにあわせ、全国的な公共交通機関の運賃体系に準じ、萩循環まあるバスにおいて、子ども運賃の設定及び障がい者割引の導入を行うことで、利便性が高く、利用し易い交通体系を構築し、利用促進を図る。

萩循環まあるバスの運賃変更について

1. 設定又は変更しようとする運賃の種類、額及び適用方法

(1) 運賃の種類及び額

種 類			額		
			旧	新	
普通 旅客 運賃	片 道	大人	100円	現行どおり	
		小児	100円	大人普通旅客運賃の5割引	
	一般 割引	身体障害者割引		—	普通旅客運賃の5割引
		知的障害者割引		—	普通旅客運賃の5割引
		精神障害者割引		—	普通旅客運賃の5割引
	乗継割引	大人	—	100円	
		小児及び 大人障害者	—	50円	
		小児障害者	—	30円	

乗継割引の割引率

- 大人 : 1乗車100円+1乗継100円=100円(5割引)
 小児及び大人障害者 : 1乗車 50円+1乗継 50円= 50円(5割引)
 小児障害者 : 1乗車 30円+1乗継 30円= 30円(5割引)

2. 運賃の適用方法

- ①運賃計算上の端数は、表定運賃によるものを除いて10円未満の端数は、10円単位に四捨五入する。
- ②小児(1歳以上6歳未満)については、同伴者1人につき3人まで無賃とし、1歳未満の小児については無賃とする。
- ③身体障害者割引は身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者及び介護人(「介護」印が押印されているか1種身体障害者手帳所持者と同乗する場合)とする。
- ④知的障害者割引は都道府県知事(政令指定都市又は中核市にあっては、市長)の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者及び介護人(1種またはAの療育手帳所持者と同乗する場合)とする。
- ⑤精神障害者割引は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び介護人(1級精神障害者保健福祉手帳所持者または12歳未満の精神障害者と同乗する場合)とする。
- ⑥乗継割引は西回りコース、東回りコースそれぞれにおいて終点の萩市役所バス停で15分以内に次の便に乗り継ぐ場合に適用する。なお乗継割引を適用される旅客は、乗り継ぎ後のバス停降車時に、1.(1)の割引運賃額を支払う。

3. 実施予定日

令和4年10月1日～通年